

十日町市長 関口芳史 様

十日町市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小林 彰

十日町市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年4月15日付け十農林第138号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

十日町市長（以下「実施機関」という。）が令和元年12月16日付け十農林第1157号により行った「不保有」の決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公文書の公開請求

令和元年12月10日、審査請求人は、十日町市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、令和元年12月2日付け十日町市公告第31号で公告した意見書の処理結果の2（以下「処理結果」という。）に記載の県との協議書（以下「本件請求文書」という。）の公開を求める公文書公開請求をした。

2 実施機関の決定

令和元年12月16日、実施機関は、本件請求文書を保有していないとして、審査請求人に文書で通知した（本件処分）。

3 審査請求

令和元年12月20日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和2年4月15日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件請求文書は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第12条に規定する法定公告の意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果に記載している「協議」の文書であり、かつ、「県」という外部機関を明記していることから、当然、「県」の了解を得て公告されていると推量されるため、「不保有」とは考えられない。
- 2 法、政令、省令には「相談」という文言は無い。国が示している同法のガイドラインにおいて、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更手続きに際し、市町村は必要に応じて都道府県に対して「事前の相談」を行うことが望ましいと記されている。なぜならば、平成11年に改正された現行の法は平成12年の地方分権一括法の施行とともに、市町村農業振興地域整備計画の策定及び変更等は市町村の自治事務とされ、国、県の不当な関与は認められていないからである。「協議」等の関与についての根拠は、地方自治法第245条から第245条の4に規定されている。「協議」という文書には「相談という意味」は無いのである。今から20年前のことであり、市がこれを理解していないとは考えられない。
すなわち、弁明書に記している事前相談（国がいうところの事前の相談）前の担当者間での「相談」など法律上、何も根拠がない。
- 3 証拠として記載されている県地域農政推進課の認識とは、いつの時点で確認されたのか記載が無いうえ、書面も添付されていないことから、証拠にならない。
- 4 よって、本件請求文書が不保有であるという弁明は不相当である。不保有を認めるということは法第12条公告そのものの誤りを認めることになり、市民を欺いたことになると思う。
- 5 市が令和元年12月2日付け十日町市公告第31号の訂正、再公告していない現状であるという点においても、審査請求人の主張は法律上、適当であり、本件処分が違法であることには変わりはない。法第12条公告に記された「県との協議書」は不保有との弁明は、当該第12条公告の訂正をしない限り、法律上認められないため、本件処分は違法である。
- 6 令和元年12月20日に市役所に出向き、審査請求をしてから、今まで、十日町市は何をしてきたのか、3ヶ月を使い、このような弁明書を提出し、審査請求人には1ヶ月以内の反論書の提出期限を設けるなど甚だ不公平である。今後は「行政不服審査法」に基づき、速やかに適正な手続きをされることを求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 整備計画の変更に係るスケジュールは、おおまかに①市と県との担当者間での申出書によらない事前相談、②申出書による県との事前相談、県から回答、③法第11条公告、④法定協議書による県との協議、県から回答、⑤法第12条公告、の順となる。

現在、実施機関は、整備計画の見直し作業を進める準備段階における県担当者との事前の「相談」を行っており、前記①に該当する。

審査請求人が公開請求しているのは前記④の法定協議書であり、その段階まで至っていないことから法定協議書は作成しておらず、法定協議書は不保有である。

- 2 実施機関は、整備計画の見直し作業について、県の出先機関である十日町域振興局農業振興部庶務課と本庁の農林水産部地域農政推進課とともに相談を進めてきており、地域農政推進課に確認したところ、現状は市と県との担当者間での申出書によらない事前相談の段階であり、法定協議書による県との協議は行っていないとのことであり、実施機関と同じ認識であった。
- 3 ただし、実施機関が、処理結果に「相談」の意味で「協議」という文言を使用したことにより、審査請求人に誤解を与えてしまったことは事実であり、今後は県と「相談」した場合、法に規定されている文書には「相談」と明確に記載したいと考える。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件請求文書について、文書不保有を理由に本件処分を行ったところ、審査請求人から本件請求文書はあるはずとしてなされたものである。以下、実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件請求文書の不保有について

実施機関は、本件請求文書は、本件処分の時点では作成する段階に至っていないため不保有であるとの主張に不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 その他

審査請求人は、実施機関の法第12条公告の手續の違法性を指摘しているが、当審査会の審査に属する事項ではないため、検討しない。また、実施機関は、審査請求人に対し、不保有である理由を書面に記載するだけでなく、必要に応じて丁寧に説明されることが望ましい。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和2年4月15日	実施機関の諮問書、実施機関の弁明書及び審査請求人の弁明に対する意見書（反論書）を收受
令和2年6月26日	審査会開催（第1回）
令和2年8月19日	審査会開催（第2回）

審査会（第1回）出席委員

会長 小林彰 副会長 高橋俊雄 委員 高橋知子 委員 樋口京子

審査会（第2回）出席委員

会長 小林彰 副会長 高橋俊雄 委員 高橋知子 委員 樋口京子